

35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。

平成21年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	助言 施設数 C	助言率 (%) C/B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	382	274	71.7	173	63.1	0
上小	200	154	77.0	100	64.9	0
諏訪	259	235	90.7	126	53.6	0
上伊那	119	92	77.3	56	60.9	0
下伊那	74	68	91.9	46	67.6	0
木曾	27	24	88.9	17	70.8	0
松本	396	353	89.1	204	57.8	0
北安曇	53	34	64.2	16	47.1	0
長野	138	116	84.1	58	50.0	0
北信	122	63	51.6	43	68.3	0
長野市 保健所	440	335	76.1	186	55.5	0
合計	2,210	1,748	79.1	1,025	58.6	0